

東京都食品安全推進計画について

食品流通のグローバル化などに伴い国内の食糧に占める輸入食品の割合が年々上昇する中で、海外でのBSE発生を契機に牛肉の輸入停止や輸入農産物の残留農薬違反などの事件・事故が社会問題となっています。

東京には、こうした食の安全に関する問題が最も先鋭的に現れることから、都では昨年「食品安全条例」を制定し、都民の健康保護を目的とした様々な安全確保対策に取り組んでいます。

今回、こうした取り組みをより一層、総合的・計画的に推進するため、食品安全審議会の答申(平成17年2月)を踏まえ、食品安全推進計画を策定しました。

1 計画策定に当たっての基本的視点(P.7)

食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げています。

本計画では、この基本理念を踏まえて、次の三つの視点に基づき食の安全確保を図っていくことを明らかにしています。

(1) 食に対する信頼を高める施策の充実

食品の供給者である事業者が自主的な取組を促進する施策の充実を図るとともに、食品の安全に関する正確・迅速な情報提供や都民との意見交換などを通じて、都民の信頼を得られる施策を進めていきます。

(2) 東京の地域特性に応じた施策の展開

大消費地東京の地域特性を活かし、いち早くリスク情報(健康に悪影響を及ぼす恐れのある情報)を把握し、的確な未然防止策を展開します。

(3) 多様な課題に対する効果的な施策の推進

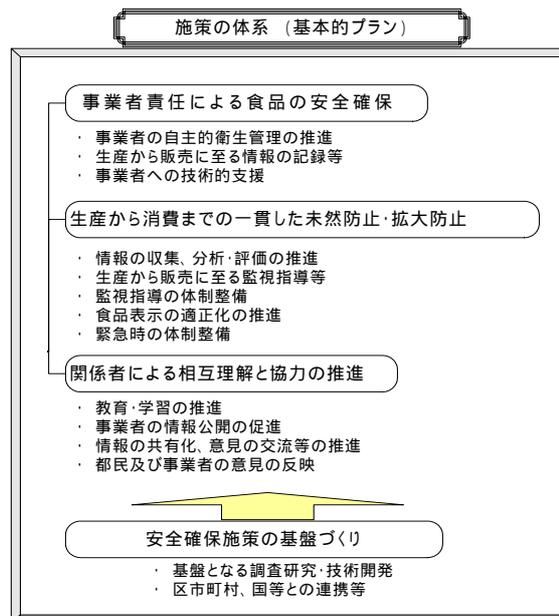
多様化する課題に対し、科学的知見に基づき、都民や事業者の協力を得ながら効果的に施策を推進します。

2 計画の期間(P.9)

本計画は、都が進めていく施策の中期的な方向性を示すため、平成17年度から21年度までの5ヵ年計画として策定しました。

3 施策の体系(基本的プラン)(P.11)

本計画では、基本的な視点を踏まえ、食品の生産から消費に至る各段階で施策を総合的に推進するため、都が取り組んでいる施策を食品安全条例の基本理念に基き下図のように体系化し、今後5ヵ年の方向性を明示しています。



4 重点的・優先的に取り組む事項(戦略的プラン)(P.41)

基本的プランの中で、食品の大消費地東京の課題に対応し、効果的な解決を図るための施策を「戦略的プラン」と位置づけ、平成17年度から重点的に実施していきます。

(1) 食品の安全確保を促進する(P.42)

「食品衛生自主管理認証制度」の充実

事業者の行う自主的衛生管理の取り組みを都民が評価できる制度について、順次その対象を拡大し、平成21年度までにすべての業種とします。

「生産情報提供食品事業者登録制度」の促進
農薬使用状況等の生産情報を積極的に提供する事業者登録の制度を全国の生産者等に拡大し、都民が安心して商品選択できる施策を促進します。

(2) 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする(P.46)

「食品安全情報評価委員会」による科学的な

評価と施策への反映

様々な調査研究や情報収集を進め、科学の専門家で構成される委員会での評価の実施や、ホームページでの都民への情報提供などにより、未然防止を図ります。

事故発生時の危機管理体制の整備

食品による大規模事故の発生を想定し、関係各局の連携による「緊急対応マニュアル」の策定や訓練の実施など、的確な被害の拡大・再発防止を図ります。

「顕在化するリスク」への的確な対応

輸入食品や「健康食品」の監視指導の充実を図るとともに、都内で栽培される作物や土壌の残留農薬検査を実施するなど、生産・製造の実態に即した効果的な監視を行います。

(3) 安全をみんなで考え安心を育む (P.54)

食品の「適正表示推進者」を育成

事業施設における人材育成の支援や都民対象の学習会開催等を通じて、適正な食品表示による正確な情報を都民に提供します。

食品の安全に関する「食育」の推進

都民の一人ひとりが食品の安全について考え、

理解し、行動するため、体験農園や工場見学などの体験型学習の場を創出し、食育を進めます。

「リスクコミュニケーション」の推進

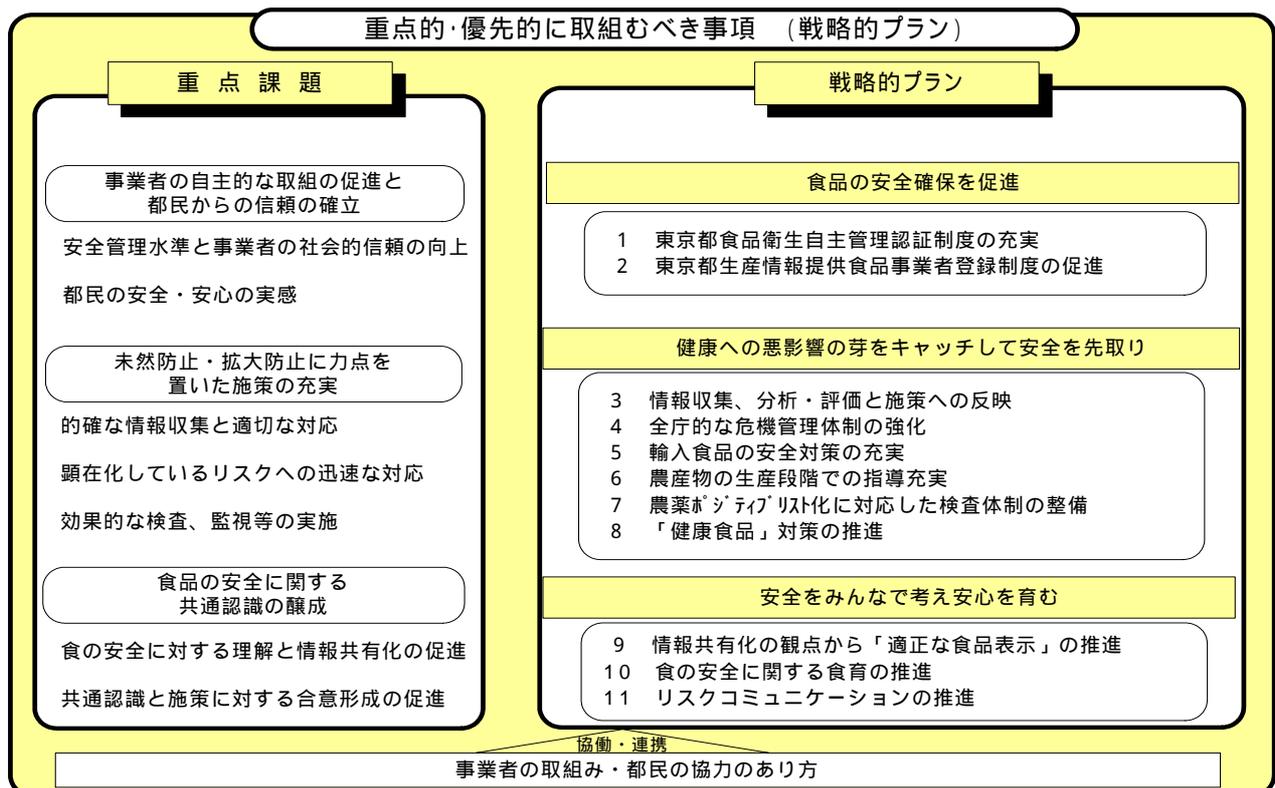
都、都民、事業者の相互理解と協力に向け、情報や意見の交流を図るためのリスクコミュニケーションを推進し、関係者間の共通認識の醸成を図ります。

5 計画の着実な推進 (P.59)

本計画に示された施策は、都の関係局で構成される「食品安全対策推進調整会議」において進捗管理を行いながら、着実に取り組んでいきます。

また、進捗状況は毎年、食品安全審議会へ報告するとともに、計画の中間年度には広く公表し、都民をはじめ関係者から意見を伺いながら、施策を推進していきます。

なお、本計画の概要及び全文は、当課のホームページ「食品衛生の窓」(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>)に掲載しています。



東京都食品安全推進計画の概要 (H17.3策定)

計画で明示する事項

施策の全体像(基本的プラン)
重点的・優先的に取り組む事項(戦略的プラン)
計画の検証方法

計画策定の検討にあたっての視点

- 食の信頼を高める施策の充実
- 東京の地域特性に応じた施策の展開
- 多様な課題に対応する効果的な施策の推進

計画の期間

施策の中期的な方向性を具体的に示すものとして平成17年度から21年度までの「5カ年間計画」として策定

都における食品の安全確保施策

施策の体系(基本的プラン)

食品安全条例の基本理念を踏まえ、次の体系により施策を総合的に推進

事業者責任による食品の安全確保

- ・ 事業者の自主的衛生管理の推進
- ・ 生産から販売に至る情報の記録
- ・ 事業者への技術的支援

生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

- ・ 情報の収集、分析・評価の推進
- ・ 生産から販売に至る監視指導等
- ・ 監視指導の体制整備
- ・ 食品表示の適正化の推進
- ・ 緊急時の体制整備

関係者による相互理解と協力の推進

- ・ 教育・学習の推進
- ・ 事業者の情報公開の促進
- ・ 情報の共有化、意見の交流等の推進
- ・ 都民及び事業者の意見の反映

安全確保施策の基盤づくり

- ・ 基盤となる調査研究・技術開発
- ・ 区市町村、国等との連携等

重点的・優先的に取り組むべき事項(戦略的プラン)

重点課題

事業者の自主的な取組の促進と
都民からの信頼の確立

安全管理水準と事業者の社会的信頼の向上
都民の安全・安心の実感

未然防止・拡大防止に力点を
置いた施策の充実

的確な情報収集と適切な対応
顕在化しているリスクへの迅速な対応

効果的な検査、監視等の実施

食品の安全に関する
共通認識の醸成

食の安全に対する理解と情報共有化の促進

共通認識と施策に対する合意形成の促進

戦略的プラン

重点課題を効果的に解決する対策を「戦略的プラン」と位置づけ、
具体的な計画を明示し、関係者の協力を得ながら重点的に推進

食品の安全確保を促進する

- 1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実
- 2 東京都生産情報提供食品事業者登録制度の促進

健康への悪影響の芽をキャッチし安全を先取りする

- 3 情報収集、分析・評価と施策への反映
- 4 全庁的な危機管理体制の強化
- 5 輸入食品の安全対策の充実
- 6 農産物の生産段階での指導充実
- 7 農薬ポジティブリスト化に対応した検査体制の整備
- 8 「健康食品」対策の推進

安全をみんなで考え安心を育む

- 9 情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進
- 10 食の安全に関する食育の推進
- 11 リスクコミュニケーションの推進

協働・連携

事業者の取組み・都民の協力のあり方

計画の検証方法

戦略的プランの進捗状況は、審議会へ定期的に報告、また、計画の中間年度に広く都民へ公表